

行政手続法第6条の規定による中部近畿産業保安監督部長の処分に係る標準処理期間

H24.9.19

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
電気工事士法第4条の2第1項に基づく特種電気工事資格者の認定証及び認定電気工事従事者の認定証の交付	4週	4週
電気工事士法施行規則第9条の4の規定による特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の再交付	2週	2週
電気工事士法施行規則第9条の5の規定による特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の書換え	2週	2週